慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	住民組織と住民運動 :「地域社会」論の試み
Sub Title	Inhabitants' groups and regional-inhabitants' movement
Author	吉原, 直樹(Yoshihara, Naoki)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	1975
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要 : 社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.15 (1975.) ,p.25- 31
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00069 57X-00000015-0025

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

住民組織と住民運動

——「地域社会」論の試み——

Inhabitants' Groups and Regional-inhabitants' Movement

吉原直樹

Naoki Yoshihara

はじめに

住民運動はいわば旧くて新しい社会運動である。しかしこれまで，ひとくちに住民運動といっても，その生成・発展の過程はきわめて多岐多様の軌跡を辿り，不均等な盛衰を繰り返してきた。むろん，こんにち現代資本主義社会の諸矛盾が地域の場に鋭意に凝縮され顕現している以上，その根底を貫いているものの普遍化・法則化には一定の基調がみられるものの，地域社会を深く捉えて流れるこれら諸矛盾は現象的にはかなり不整序な相貌を呈している。そこから，住民運動の諸経験を定式化する理論的試みは，相当の困難に出あうことになる。

が一方で，現に生々しい息吹きを感じさせる住民運動が，それ自体全国的規模にまで拡散・発展するに到った“新しい貧困”＝生活破壊に対して，すぐれて“生活者の論理”を主張するものであればこそ，それは何よりも「地域社会」的脈絡の許で把持されねばならないと思われる。ここに，独占資本＝国家乃至その末端機関としての地方自治体の支配と，自治体にシビアーにむけられた住民運動＝住民連帯との対立・対抗（所謂“支配の論理”と“連帯の論理”の対立）の場として地域社会が措定されよう。

以下，本稿では上述の如く「地域社会」（論）を視野に収めたアングルから，具体的には住民組織の変容に焦点を据えて住民運動を考察していくことにする。（なお，本稿の当初の目標では，地域住民の“生活者の論理”に基づく地域社会の可能態を探る予定であったが，紙数の都合等でそれは果されなかった。）

1. 地域理論の再検討

先ず，課題導出の契機として，従来の地域社会研究の中心に据えられてきたコミュニティ概念に若干の批評を加えてみたい。もともと，この概念はヒラリーの指摘[1]にもあるようにきわめて多義的なものであるが，ここではわたしたちの課題解明に焦点を合わせ，概ね2つの系譜に沿うて検討していくことにする。

1.1. 生態学的コミュニティ論

地域社会研究の主要な傾向の一つとして，先ず第一に，生態学的研究がとりあげられよう。人間生態学におけるコミュニティ論の展開は，各論者の解釈の仕方により多小の違いはあるが，自然的秩序としてコミュニティを捉える点で概ね一致しているようである。そこでは，人間乃至社会現象の空間的分布形態の把握を通して所謂生態学的原理の支配を強調する。例えば，バージェスの同心円地帯理論[2]にあっては，地域様式化の主導的起因として競争，淘汰の自然的・不可逆的過程が考えられている。もとより，パーク，バージェス，マッケンジー等の古典派生態学者においては，都市の自然的（空間的）秩序が文化的・社会的秩序を基礎づけるとし，物体的空間はひとつの自足的完結的現象であると考えられていたのに対して，クイン，アリハン，ゲティズ等の社会・文化的生態学者においては，自然的秩序の文化的・社会的秩序への決定論的不可変的影響がやや緩和されているという違いはあるにせよ，両者の到達点には大差がないように思われる。

このような生態学的研究に対しては，先ずその研究対

象を問題にするというのが通例のようであるが,[3] ここではその系譜を通して常に痕跡を留めてきた生態学的決定論が問題にされよう。それは既に述べたように，パークの共棲的下部構造の上に文化的上部構造を組み立てるという，いわば素朴“唯物論”的見地に端を発するものであるが，問題はこれが下部構造＝経済構造として把握される場合，ヨーロッパ都市論，すなわちスミス，ゾンバルトなどの下部構造論と同じ交換主義の弊に陥っている点にある。[4] そこでは，生産力＝分業と地域分布を媒介する階級分解・階層分化の意義が理解されず，したがって両者の関連についてもっぱら表面的な現象記述へと傾斜していくことになる。わたしたちの理解によれば，例えばバージェスにあっては自然的過程の作用する結果として把握された地域様式化が，実はフロンティア開発をめぐる激しい経済的移動をともなう自由競争の原理に貫かれているのである。

1.2. アーバニズム理論

地域社会研究のいま一つの流れとして，次に社会学史上，G・ジンメルの形式社会学的系譜に連なるアーバニズム理論が問題とされよう。L・ワースによって構成されたこの理論の詳細については既に多くの論者によって触れられているので，ここではその骨子を若干指摘するに留める。ワースによれば，アーバニズムとは人口の三変数（人口量・人口密度・異質性）によって規定される“都市”を原因として生じる“都市的生活様式”のことであり，その分析的アプローチとして人間生態学的視角，社会構成的視角，社会心理学的視角が考えられているが,[5] これは要するに，人口の三変数によって定義された“都市”がコミュニティの次元での概念であるのに対して，所謂アーバニズムはソサエティの次元での概念であることを示唆している。そこでは古典派生態学とは異なって，人口の三変数が独立変数であり，“都市的生活様式”が従属変数として位置づけられている。だがそれは，単なる演繹的手法の所産ではない，実はそこに半ば“常識”化された社会心理学的人間が媒介変数として，しかも無意識の裡に介在していることこそが把握されねばならない。形式社会学的方向への傾斜が指摘される所以である。[6]

いうまでもなく社会心理学的人間の背後には，本質としての物質的社会関係に裏打ちされた疎外態（像）が潜んでいるのであり，したがってまた，“都市的生活様式”の特色として把握されるに到った職業構造における相異の増大，分業と社会成層の複雑化，地域的社会的移動の増大，随意集団への参加の増大，空間的離反，機能的相互依存関係，人間間の接触における匿名性，社会的役割の破片部分性，一次的接触に代って二次的接触の増大，人間相互の相異に対する寛容，間接的統制，規範からの逸脱等の諸側面[7]も，本質的な歴史的過程としての独占段階の資本主義に特有の現象にすぎない。この意味で何よりも，アーバニズム理論の困難及び限界は現象を本質から断片的に切り離して列挙するところに索められねばならない。わたしたちはこの点を，“社会解体の敷衍”理論たるアーバニズム理論が都市の社会病理に対して一定の視角を提供しつつも，都市の社会問題に対しては都市の共同生活がそのうちに包摂している異様性，多様性或いは規模の大きさ等の超歴史的・非資本主義的な事態に還元してゆく過程の裡に見い出すこともできる。いずれにせよ，生態学的コミュニティ論と同じ問題点，すなわち地域社会の物的基盤を欠落した「地域社会」論の必然にして陥った迷路をアーバニズム理論のなかにも観るのである。

2. 地域社会の概念内容

以上，地域をめぐるコミュニティ論の主要な潮流について，具体的に，人間生態学――アーバニズム理論に止目しながら触れてきた。もちろん，それによって当該分野の地域社会研究の諸傾向が全て尽されたわけではないが，そこで獲られた地域社会理解のポイントは生態学的な地理的空間，乃至は社会心理学的な共同生活にあった。これら諸傾向の有する非現実的，固定的な性格については，その基本的態度，すなわち地域現象を現実の土台としての物質的社会関係と没交渉のまま列挙するという態度――それは都市的現実をいわばバラバラに寸断された地域の諸現象を通してみるという方法の裡に実現されているが――に由来していることは明らかである。いうまでもなく，「地域社会」といわれているものの現実は生産関係において非和解的な対立の最中にある人間集団から構成されている階級社会である。[8]

そこで次に，これまでみてきた「地域社会」論の困難を止揚し，さらに地域社会理解への基本的視角を深めてゆく手がかりとして，さしあたり地域をめぐる“支配の論理”と“連帯の論理”の対立を考えてゆくことにする。

2.1. 地域――資本の支配と国家による領土区分

一般に，都市と農村の分離・対立は私的所有制下での，商品交換を契機とする社会的分業，農工間の不均等発展にその経済的社会的基盤が見い出され，この基礎のうえに都市は先ず資本と労働力人口の集積および消費の場として登場する。「都市が人口，生産用具，資本，享

楽，必要物の集中の事実を示しているのにたいして，農村はその正反対の事実，隔離と孤立をまざまざとあらわしている」[9] この傾向は，自由競争の所産である生産の集積によって導かれた一定の発展段階＝独占段階にとりわけ激化する。その場合，資本の支配圏は“資本主義の寄生性と腐朽性”を顕（わ）にしてくる諸条件のひとつとして「不可避的に，共同体や地方市場や州の境界をこえ，さらにまた国境をもこえて成長していく」[10] のであるが，かかる資本の外延的拡大は同時にその内部にはらむ階級対立をますます激化させることになる。ここに，国家による階級支配のための領土区分＝地域的編成が独占資本の側から強く要請されるに到る。行政による地域編成が資本の安定をはかるために，資本が行政の安定的支配を維持させるためにといった政治的効果がそこでは期待されている。かくて“中世都市”が共同体的な“経済”をもって画されたのに対して，“近代都市”は階級的な“行政”をもって画されるようになった。[11]

日本資本主義の発展は，絶対主義権力による財政援助と低廉労働力を梃子に急速な国内統一市場の創出に成功した。しかしそれは産業ブルジョアジーの成熟という自生的な基盤を欠いた状態で，絶対主義的中央集権行政によってすすめられたことから，その資本主義化＝近代化の過程はきわめて奇型的なコースを歩んだ。すなわち日本主義の特殊性は，農業の資本主義化を十分に果さないでいわば半封建的地主制の許に農村を緊縛した状態で絶対主義的な近代化を押しすすめた点にある。かくして日本資本主義は，後進地帯をおおう地主制の利益と正面衝突することをさけて，早い時期に対外進出に転じていた。[12] ところで一般に，独占資本の外延的拡大は昭和10年頃までに“地場資本”の支配系列を完成し，さらに金融資本の統廃合を通じて戦時段階での重化学工業＝軍需工場の誘致を促進することになったといわれる。[13] 戦後独占資本の復活は敗戦を経て戦後民主化による激動，さらに社会主義体制の出現による世界史的な資本主義の“全般的危機の第二階梯”への移行の過程で果されるわけであるが，敗戦により広範な国外市場を喪失した独占資本は，先ず消費市場としての国内を重視せざるをえなくなった。国土総合開発法の制定（1950年）を契機に，特定地域開発が所謂“傾斜生産”を目的とした電源開発に特化されてゆく過程はその現われであり，かかる独占資本の地域支配が地方自治法改正，町村合併推進等の地方行政の整備を介してなされたことはとりわけ注意されていい。実はこの過程で官僚的中央集権化＝国家による地方自治体の従属化が進められたのであり，これ以降はもっぱら国家の従属体＝末端機関としての地方自治体の編成替が独占資本の要請に応える形で展開されてゆくことになる。そしてそこでは，“地域開発”が「地域社会への支配の論理の典型的な発現形態[14]」として激しく現象することになる。資本の強蓄積が“主役”であった30年代前半は，所謂資本の“無政府的な競争”に規定されて民間設備投資と行政による産業基盤整備拡充を基軸とする工業開発が既成工業地帯乃至はその周辺地域を中心に展開された。かかる蓄積主導型の高度成長＝工業化は，しかしながら他方で，無政府的な立地競争による地域的なアンバランスを深化させることになり，ここに地域格差の是正をモットーに地域開発がきわめて積極的な姿勢で臨海工業地帯，内陸工業地帯の造成をおしすすめることになった。なおその際，地域開発政策が国家—地方自治体による先行投資を媒介要件として，景気の後退局面で打ちだされてきたことは，すぐれて国家の，独占資本への癒着・隷属化のあらわれといえよう。独占段階での矛盾激発の回避策としての地域開発は，40年代にはいって独占資本が輸出市場への依存を強め，“国際的規模での効率化”を求めるに到ってますます集権化の一途を辿るようになる。この過程を通して自治体行政は中央の強力な管轄の許に置かれ，自治体を就中行財政の効率の視点から統・廃合する傾向が一般的となる。

要するに，集権的合理主義に一括される地域開発をとおして独占資本の地域的集積と外延的拡大は進行し，かかる資本の支配の貫徹を促すために，国家及びその末端機関としての地方自治体による行財政機能の役割が重要になってきている。このようにして，独占資本＝国家による“地域独占”が進行しているのが今日的状況である。

2.2. 地域——地域住民の連帯

国家独占資本による“地域独占”はこれを拡大表徴すれば，所謂“都市化”現象におきかえられる。すなわち，資本の地域浸透により都市の規模が無秩序に拡大し，従来の都市と農村の地域的区分が次第に不明確になる過程が“都市化”過程であるが，かかる過程を作動因として旧来の地域における就業構造乃至階級・階層構成は急速に変化しつつある。ところで，この傾向は一方で社会のすみずみまで都市的生活様式の普及をおし進めながら，他方で各地域に個別・特殊的な地域諸問題を累積しつつ，全体として“都市問題”を惹起することになる。しかもこれら地域社会の変貌が畢竟“地域独占”に由来するかぎり，そこに「社会的損失の大型化」（宮本憲一）が地域住民の生活破壊となって顕現せざるをえなくなる。その結果，地域社会がすぐれて社会的矛盾の集中・集積

の場として，さらにこの矛盾の解決をめぐる政治的再編成の場として登場することとなる。すなわち，地域の旧中間層，小資本家に代わり経営者団体が自治体行政及びその管轄・影響下にある政治・経済機構との関連を強化する一方，他方では膨大な量の労働者群がそれ自体“都市化”の進歩的側面として地区労，市民組織への結成・参加をすすめてゆく。実はこの過程で，都市問題をめぐる地域住民運動が資本乃至自治体にむけて鋭意に展開されることになる。ここに，独占資本＝国家による“支配”と地域住民の“連帯”の対立の場として地域社会が位置づけられよう。もとより，この概念内容は“支配”の側における権力者間の矛盾と分裂，さらに“連帯”の側における階層的，階級的な特殊利害の相克を内包するかぎり固定的ではありえないが，“支配”と“連帯”の弁証法的対抗の場として地域社会を措定する点には変わりはない。

3.　住民組織と住民運動

以上，“地域社会”的含意の住民運動が，資本の“支配”に対抗する労働者，住民の“連帯”の顕著な現われであることを指摘した。その場合，地域住民の間にさまざまな階層的矛盾をふくみつつ，地域の生活者としての共通の利害から，既存の組織やその再編成によって，あるいは新しい組織形成によって，さらにはこれら諸組織の横の連結によって，みずからの手で生活の防衛もしくは抵抗という形で住民運動は展開されるわけであるが，[15] ことに地方自治体とその周辺にむけられた運動が重要なウェイトを占めるようになる。以下，さしあたりこの点について検討しておきたい。

3.1.　運動のメカニズム

地方自治体が国家独占資本による“地域独占”を地域段階において具現する役割を担っていることは，すでに 2. で述べておいた。その際，地方自治体における行政権と行政機能の拡大強化が末端の地域社会の再編成を促進していることは無視できない。もともと，日本資本主義の世界史的低位性に起因するわが国の地方自治制度の特殊性は自生的な自治の主体と地方行政の単位との分断のうえに“地主制自治”を強行してきたわけであるが，[16] かかる二重構成を素地に地域末端の住民組織は当初より行政協力団体として，行政の下請的機能を果たすことになった。しかも，これら団体の役職が旧中間層を主体とする地域名望家層によって占められ，行政がかれら地域指導層を把握することによって，地域支配を画策してきたことは注目されていい。そこでは，行政と協力団体との関係は，実質的には行政と地域指導層との間の協力関係に還元できるのであり，[17] かかる関係の深まりを通じて地域権力者群が構成されることとなった。ところで，現状では中枢管理部門の強化に伴ない，行政協力団体の必要性がますます増大し，行政によるこれら諸団体の体制内化，中央集権的系列化の過程＝集積的再編成が着実に進行している。したがってここから，独占資本＝国家による地域支配――住民生活の把握は一概にダイレクトなものとはなりえず，むしろ地方自治体（行政体）→行政協力団体の行政浸透経路を確保することによって達成されるようになる。

もとより，町内会・部落会を典型とする行政協力団体が行政補完機能の遂行に負われ，事実上，半官製的住民組織になっているとはいえ，部分的には住民連帯＝住民運動の培養基になりうる性格をもっていることは重要である。因に，郊外団地，新開地にみられる自治会等の住民組織にはもはや従来のような行政の末端機構としての役割はのぞめず，また旧来からの町内会組織の場合でも旧中間層＝中産的所有者層の没落と相俟って，地域権力者群の矛盾・分裂の深化がみられ，町内会役職者の指導力が一定に低下しているのが現状のようである。かかる事態が地方自治体の変質，延いては住民連帯の地歩固めとなることはいうまでもないが，それが行政の最も“弱い環”なる行政協力団体の編成替を通じて，ことに“支配”の側の一角をつき崩すことによってなされることに注目したい。住民組織の変貌はすぐれて“支配”の論理と“連帯”の論理の接点を構成するものであり，そこからまた地域住民が資本の“地域独占”に直接対決する場――地方自治体にも鋭い影響を及ぼしてゆくように思われる。

そこで次に，住民組織の変貌に照準を合わせ，住民運動の展開をみてゆくことにする。

3.2.　住民運動の展開

住民運動を，端的に表現すれば，ある一定地域の居住民の，共通の利害関係の上にたつ，共通の目的の許に目的実現のために意識的に組織せられた集団的行動と規定されよう。その場合，わが国において住民運動の生成を妨げ，遅らせた要因として，地主制的家父長制支配と共同体的諸秩序があげられる。一般に，わが国の都市問題はこれまで地域共同体の自己完結的機能＝内部調整的機能の中にとじこめられ，解消される傾向が強かった。ことに戦前段階では，都市の社会的共同消費手段の不足が，地域住民の生活困難として意識されることはほとんどなかった。したがって，住民運動成立の直接の契機は，

地域共同体の崩壊過程で内部処理の機能を喪失してゆく過程の裡に見い出される。わが国において，住民運動の成立の歴史が共同体の解体の歴史としてたちあらわれてくる[18]のは，このためであり，それがひとたび発生の契機を与えられるや一挙に噴出せざるを得なくなる。このような初発段階の特殊性に制約されて，わが国の住民運動の方向は，反対・要求（抵抗・防衛）運動の諸経験の上に地域づくり運動への発展が考えられる。ここでは運動の枠組として，3つのタイプを設定し，具体的な展開をみてゆくことにする。むろん，“生活防衛型運動”→“生活向上型運動”→“地域づくり運動”の図式は，同時に住民の生活価値の追求過程として前者から後者への内容豊富化の過程を意味するものであるが，必ずしも直線的な経過を辿るわけではない。

〈生活防衛型運動〉

全国的にきわめて活発で高揚がみられる公害反対運動，工場・港湾・高層ビル・終末処理場・娯楽施設・道路・鉄道・飛行場などの建設反対運動，区画整理等の都市再開発反対運動，物価値上げ反対や欠陥・有害商品の告発などにみられる消費者運動[19]がこの型に属する。この段階での住民運動は，都市問題の激化拡大に伴う生活基盤の荒廃，若しくは生活条件の悪化に対する個人の防衛意識に端を発するものであり，町内会，部落会等の既成の地縁的集団を組織の中核にして，地方自治体に対する陳情，請願あるいは企業に対する抗議という形で展開される。この場合，自治体乃至企業にむけられた陳情は，自他をふくむ共同体を想定し，そのなかにおける上級者による特別の配慮を要請するものであり，通常，このような恩恵がつねにあたえられると期待できるような共同体を前提とする[20]点で，地域の客体の位置に留まっている。すなわち，そこでは町内会，部落会を単位に地域指導層をフィルターにして，要求の体制内化が行われるのが常態であり，行政の反対給付を伴う対応策がこれら陳情に対して全く対症療法的な一時しのぎであることは，例えば四日市の事例をみれば明らかである。したがってまた，陳情・要求型運動では一向の解決の兆をみないばかりか，却ってギリギリのところまで追いつめられた住民が直接実力行使に踏みきる“一揆型”に到っても，要求は相変わらず単一簡明であり，一点に目的をしぼる「単能・単発・受身」型（遠藤晃）が普遍的となる。さらに，この段階での住民運動の追求する価値が主として“経済的利益”に置かれていること，したがって単なる補償金獲得運動に流れやすいことは，所謂一過性形態の限界を鋭く指摘しているように思われる。水俣における漁民の初期の運動がその典型例である。

いずれにせよ，この段階では資本の論理に対抗すべく生活者の論理に裏打ちされた住民連帯の思想は，全く見られないか，精々萌芽的にしか見い出しえない。

〈生活向上型運動〉

地域生活防衛運動を通して，地方自治体が国家の従僕となりつつ専ら資本の論理の貫徹に加担し，そこに発生する都市問題に対し何ら抜本的な対策を講じない姿勢を読みとった地域住民は，きわめて根源的・普遍的な生活価値に脈絡づけられた“持続型”の運動に取り組むこととなった。それは先ず，公共施設・設備等の生活環境条件整備にむけられた生活環境整備要求運動として，さらにその過程で地方自治体を激しく突きあげ，これを民主的に変革してゆく運動として結実してゆくことになる。そこでは自治体首長の解職要求，条例の制定・改廃・事務監査請求といった一連の自治的権利の行使が単なる直接民主制の援用（法制度としての住民参加）に留まらず，参加から主体への，すなわち“主権者の思想”を先駆的に内蔵するものとしての過渡的性格を有する。逆に，この過程への明確な展望を拓いてこそ，先の生活環境整備要求運動がそれ自体生活者の論理を体現するものとして，“生活向上型運動”への発展を示唆しうるのである。もっとも，これら運動の関わりの中で地域住民が所謂地域の“客体”から社会の“主体”へ登場する磁場が形成されるとはいえ，この段階での運動の組織原理がきわめてゲゼルシャフト的な近代的原理に拠るものであるかぎり，それは飽迄も可能態としての域を出るものではない。

ところでこの場合，運動の組織主体としては，既成の地縁的集団＝行政協力団体とは一応別箇の住民組織が考えられる。この類型は大都市周辺の団地自治会に典型的にみられる。例えば東京都下日野町の場合，団地自治会の集団機能は全く利益集団的性格を帯び，行政に対して強固な自治性の保持がみられることが報告されている。[21] 一般に，大都市周辺の団地とか人口急増地域では，その機能が多機能性・地域網羅性から単一機能化する傾向が強く，また町内会長，自治会長の年齢構成の若年化，勤労者層の占める比重の高まりが伝えられている。また，地域を問わず一般的傾向として，今日の町内会・自治会の組織原理は従来のように強制を伴うものではなく，きわめて緩やかなものになりつつあり，これまでの世帯単位加入制が個人加入制に切り替えられる例も少なくない。これは一方で，“都市的生活様式”の社会的強制に伴う地域共同体秩序の解体の結果であると同時に，他方では住民組織内部での民主化の結果であると考

えられる。しかしながら，かかる“生活向上型運動”のポイントが結局は新中間層による利益擁護の貫徹におかれているかぎり，その階級的・階層的利害の対立をめぐって，住民連帯の可能性はなお部分的に留まらざるをえない。

〈地域づくり運動〉

所謂“地域づくり運動”が，展開の順序としては前二者の種み重ねの上に成立しつつも，基本的には前二者の運動とは異なった地平に立つことは，地域住民の位置が“被害者”という客体の位置にありながら，この運動にあっては，実態としてはなおも“被害者”であるものの，すくなくともその指向方向や住民の思想面では地域社会の“建設者”であるという社会の主体の位置への転換がみられる点に索められる。[22] すなわち，すでに“生活向上型運動”にその萌芽がみられた根源的・普遍的な生活価値の追求が，“価値志向運動”としてのこの運動においてほぼ具体化されることになる。ところでこの段階では，スメルサーが価値付加プロセスの頂としての“価値指向的運動 (value-oriented movement)”でいみじくも指摘したように，体制的秩序との構造的緊張関係がもはや不可避となる。[23] したがって次に，“地域づくり運動”の課題として“支配”に対立する可能態としての“能動型”コミュニティを，抽象性・蓋然性の次元から可視性の次元へ，地域性・個別性の次元から総合性の次元へと高めることが要求されるようになる。むろん，この高次化の過程を通して，例えば地域の総合的な発展計画が構想されるわけであるが，その計画の段階から実施に到るまで，そこでは住民参加及び住民の主体的・自発的行動によって担われることになる。しかも，それは行政主導型の住民参加方式による地域づくりではなく，住民がイニシアティヴを握り行政は飽迄もそれに従うという形のものである。わたしたちはこの代表的事例を神戸・丸山地区の“まちづくり”で識ることができる。しかし，本稿では紙幅の都合でその存在を指摘するに留める。[24]

因に，この運動を支える組織としては，通例2つのケースが考えられる。すなわち，先の“生活防衛型運動”→“生活向上型運動”の過程で織り成された組織を主体にする場合と，新たに形成された組織を主体にする場合とである。なおその際，地域の市民組織が地域の具体的・個別的な問題に取り組んでゆくなかで，町内会，自治会の役職者として選ばれ，町内会の民主化を進めてゆく形態の運動が漸次増えていることは注目に値する。[25] というのも，今日，資本なり行政は地域社会の組織的把握を町内会，部落会等の地縁的集団の再編・整備を介して，より直接的には上からの“地域づくり”という形で画策しようとしているが，かかる試みは上の町内会の民主化の傾向に押されて必ずしも成功しているとは思われないからである。

いずれにせよ，“地域づくり運動”の段階に到達してはじめて，住民連帯のほぼ完成された姿が観られるように思われる。むろん，その場合でも未だ有条的ではあるが。

結　び

以上，住民運動の展開を，住民組織との関わりの中でみてきたわけであるが，そこでは“地域社会”的脈絡の許ですぐれて“連帯”の論理を体現するものであることが明らかにされた。もとより，本稿はそのための一スケッチにすぎないのであり，内容の深化は筆者の今後の研さんにかかっていることはいうまでもない。

注

1) G. A. Hillery "Definitions of Community: Areas of Agreement," Rural Sociology, 20, p. 119.
2) E. W. Burgess, "The Growth of the City——An Introduction to Social Research," in R. Park (ed.) The City, Univ. of Chicago Press, 1925（奥田道大訳「都市の発展——調査計画序説」鈴木広訳編『都市化の社会学』1965，誠信書房所収）
3) 高津等「都市社会学の課題」(『現代社会学ノート』1965，汐文社所収）137頁。
4) 宇津栄祐「都市論の展開と課題」（島崎・北川編著『現代日本の都市社会』1969，三一書房所収）303頁。
5) L. Wirth, "Urbanism as a Way of Life," in P. K. Hatt & A. J. Reiss (ed.) Cities and Society, 1951,（高橋勇悦訳「生活様式としてのアーバニズム」鈴木訳編，前掲書所収）。
6) 宇津，前掲論文，308-309頁。
7) 矢崎武夫『日本都市の社会理論』1963，学陽書房，27頁。
8) 高橋・園田・古城「地域社会の理論と構造」（芥川集一編『講座現代社会学2』1965，青木書店所収）185頁。
9) マルクス・エンゲルス，真下信一訳『ドイツ・イデオロギー』1965，国民文庫，97頁。
10) レーニン，全集刊行委員会訳『ロシアにおける資本主義の発展(1)』1955，国民文庫，60頁。
11) 島崎稔「都市社会研究の方法」北川・島崎編著，前掲書所収，25頁。
12) 島恭彦「地域開発と住民生活」『思想』No. 471, 24頁。
13) 島恭彦「地域開発の現代的意義」『思想』No. 481, 781-783頁参照。

14) 高橋・園田・古城，前掲論文，184頁。
15) 山本英治「住民運動の展望」(松原治郎編『公害と地域社会』1971，日本経済新聞社所収) 180-181頁。
16) 蓮見音彦「資本主義と公害」(松原編，同上) 118頁。
17) 柳下勇「市政と協力団体——政治・社会学的視点から——」『都市問題』61巻11号 5 頁。
18) 大江志乃夫「住民運動の歴史」(日本科学者会議編『新しい都市づくりを求めて』1972，新日本出版社所収) 54頁。
19) 山本英治「コミュニティと住民運動の展望」『現代のエスプリ』68，144頁。
20) 横越英一「住民運動と自治体」『都市問題』62巻3号，30頁。
21) 中村八朗「都市的発展と町内会」(国際基督教大学学報Ⅱ—A『地域社会と都市化』1962所収) 参照。
22) 遠藤晃「住民運動に芽生える変革の思想——運動の統一がつくりつつあるもの——」『文化評論』No. 122，6頁。
23) N. J. スメルサー，会田・木原訳『集合行動の理論』1973，誠信書房，421-512頁参照。
24) 京都大学建築学科西山研究室「神戸・丸山地区の居住地特性とまちづくり運動の歴史」『現代のエスプリ』68，173-187頁。
25) 山田操「日本の地域社会と地域運動」(富田富士雄編著『現代社会学の理論』1966年，青木書店所収) 179頁。(1974年10月30日稿)